

本庄税務署からのお知らせ

確定申告は お早めに!



所得税の申告・納税は・・・3月15日 まで

個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納税は・・・4月2日 まで

申告は、自分で書いて、郵送で!

所得税の確定申告期限が間近になると、税務署はたいへん混雑して、長時間お待ちいただくことがあります。申告書は自分で記入し、できるだけ早めに提出しましょう。申告書は、郵便や信書便による送付でも提出することができます。



自宅のパソコンで申告書を作成! 「確定申告書等作成コーナー」



国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると、24時間いつでも所得税や消費税(個人)の確定申告書、青色申告決算書などを作成することができます。入力したデータを基に税額などが自動計算されるので、計算ミスもなくなります。このコーナーで作成した申告書は、自宅で印刷して、そのまま税務署に提出することができます。

ご利用ください! 「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」

「e-Tax (国税電子申告・納税システム)」は、自宅やオフィスから、インターネットで申告や納税などができるシステムです。手続きのために税務署や金融機関に行く必要もなく、受付システムの利用時間内であれば、税務署の閉庁後も手続きができるので、時間を有効に活用できます。また、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータを引き継いで申告することも可能です。

「e-Tax」を利用するには、事前に利用開始のための手続きが必要です。

納税は、安全・便利な振替納税で!

振替納税は、指定した金融機関の口座から自動的に振り替えて税金を納付する制度です。うっかり納期限を忘れてしまうこともなく、納税のために現金を持ち歩く必要もないので安全で便利です。また、一度手続きを済ませると、次回以降の納付も振替納税できます。どうぞご利用ください。

振替納税を利用した場合、平成18年分の所得税および個人事業者の消費税・地方消費税の振替日(口座引き落とし日)は、所得税が4月20日、消費税・地方消費税が4月26日になります。

詳しくは、本庄税務署(2 1 1 1)までお問い合わせください。

【国税庁ホームページ】<http://www.nta.go.jp> 【e-Taxホームページ】<http://www.e-tax.nta.go.jp>

平成18年市議会第4回定例会

平成18年市議会第4回定例会が、12月4日から21日までの18日間の日程で開催されました。第3回定例会閉会中の継続審査とされた平成17年度決算認定関係議案や議員提出議案など、54議案を慎重に審議し、すべての議案が原案どおり可決・認定・同意されました。

一般会計補正予算、条例の改正など54議案を審議

今議会では、第3回定例会閉会中の継続審査とされた平成17年度決算認定関係議案31件、市長提出議案20件、議員提出議案3件のあわせて54議案が審議されました。

市長提出議案の主な内容は、地方自治法の一部改正に伴い、助役を副市長とするなどの『本庄市監査委員条例等の一部を改正する条例』、市内3



地域の公園の管理に関して、

本庄市環境緑の会、株式会社清香園および株式会社新井緑地建設をそれぞれの指定管理者として指定することについて議会の議決を求めた『指定

管理者の指定について』、歳入歳出にそれぞれ1億9、163万円を追加し、総額227億1、828万5千円とする『平成18年度本庄市一般会

計補正予算(第3号)』、人事案件として『本庄市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて』および『本庄市監査委員の選任につき同意を求めることについて』などです。

また、議員提出議案の主な内容は、『飲酒運転撲滅及び交通事故防止対策の強化に対する決議』などです。

市議会では、18日間にわたる審議ののち、すべての議案

を原案どおり可決・認定・同意して閉会しました。なお、議会の同意により任命・選任された各委員は、次のとおりです。



監査委員
野枝 直治 氏
(見福4丁目)



教育委員会委員
坂本 泰祐 氏
(児玉町児玉)

を原案どおり可決・認定・同意して閉会しました。なお、議会の同意により任命・選任された各委員は、次のとおりです。

「本庄市情報化基本計画」案について

みなさんの意見を募集します



市では、今後の情報化施策を推進するための基本指針となる『本庄市情報化基本計画』を策定しています。つきましては、計画案に対するみなさんからのご意見(パブリックコメント)を募集します。

意見募集期間 2月1日(水)～3月2日(水)

対象 市内在住・在勤・在学者
市内に事務所または事業所を有する人

市税の納税義務を有する人
この事業に利害関係を有する人

市内104か所の公園施設等の管理および運営を平成19年4月1日から平成22年3月31日まで次の指定管理者が行います。

施設の名称	指定管理者
JR高崎線以北地域40公園	本庄市環境緑の会(代表法人株式会社社泉造園)
JR高崎線以南地域51公園	株式会社清香園
児玉地域13公園	株式会社新井緑地建設

都市計画課 1137

意見の提出先

郵送

〒367 8501

本庄市本庄3 5 3

本庄市役所情報システム課

電子メール

densan@city.honjo.lg.jp

意見に対する考え方やおよび修正案は、その内容を公表します。その際、類似の意見はとりまとめて公表します。住所・氏名は公表しません。また、意見に対する個別の回答は行いません。

意見の提出方法

住所・氏名(対象)に該当するときはその関係

も(を)明記し、直接または

郵送・ファックス・電子メールで情報システム課へ

*お問い合わせは左記へ
情報システム課 118

9・F 1194